

重度心身障害者・高齢重度障害者の 福祉医療受給者証をお持ちのみなさまへ

令和5年8月から

福祉医療制度に所得の基準が導入されました

公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、一定の所得がある方には医療費の負担をお願いすることになりました。

以下の所得制限基準額を上回る方については、福祉医療制度の助成対象外となります。

【概要】

○所得の確認対象：受給資格対象者本人及び同居する配偶者・扶養義務者

○対象所得：給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得（年金）等

（障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です）

【所得制限基準額及び収入額の目安等：令和7年8月1日更新】

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者又は扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	3,661,000	約 5,252,000	6,287,000	約 8,319,000
1人	4,041,000	約 5,728,000	6,536,000	約 8,586,000
2人	4,421,000	約 6,204,000	6,749,000	約 8,799,000
3人	4,801,000	約 6,668,000	6,962,000	約 9,012,000

※対象所得が、所得制限基準額を超過する場合（配偶者等は以上の場合）、助成対象外です。

※扶養親族等の数は、税法上実際に扶養している人の数です。

※収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります。

他公費の優先利用のお願い

福祉医療制度は、他の医療費を助成する制度（他公費）が利用できる場合は、優先的に他公費を利用していただき、それでもなお発生する自己負担分を助成する制度です。持続可能で、安定的な運営をしていくため、他公費との併用利用にご協力ください。

他の医療費を助成する制度（他公費）の一例

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療など）、特定医療費（指定難病）、小児慢性特定疾病、スポーツ災害給付金（学校管理下でのけが等の場合）など

〇お問い合わせ先

伊勢崎市健康推進部年金医療課医療助成係 電話：0270-27-2740

群馬県健康福祉部国保医療課保険・福祉医療係 電話：027-226-2677

※なお、窓口等を含めて個人の収入に関してのお問い合わせには
お答えできませんのでご了承ください。



『群馬県 HP』
重度心身障害
者医療費助成
に関する改正
について